

第五十一回 帝國議會衆議院 議會外六件

(政府)提出外六件

府縣制中改正法律案(政府提出)
町村制中改正法律案(政府提出)
北海道地方法中改正法律案(政府提出)
水利組合法中改正法律案(政府提出)
徵令發令中郡及郡長=關跋スル規定

提出ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)

委員會議錄(筆記)速記第八回

ノデアリマス、固ヨリ今日モ腹案ト御尋下サレバ、矢張意思ノ變更ハ無イノト云フモノハ絶対不變ノ通りハ何レモナイノデアリマス、色々各方面ノ御意見デモゴザリマスレバ、其邊ノ所ハ篤斟酌致シマシテ、勅令制定ノ際ニハ相當ニ深ク適切ニ此人口ヲ決メテ参りタイト思ツテ居リマス

○加藤(鐘)委員 私ハ市制ノ十一條デアリマスガ、極ク簡単ニ御尋致シマス、陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者ガ、戦時及事變ニ際シ召集中ノ者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ズ、是ハ當然ナ事デアリマスルカラ、選舉權ハ固ヨリ被選舉權ヲ失フコトハ是ハ當然ナ事デアリマスルガ、當選シテ居ル者ガ往々戰時若クハ事變ニ際シテ、假令同ジ場所ニ於テ一週間デモ兵營ニ入ッタト云フコトデ直ニ失格シタル例ガ幾ラモアルノデアリマスルガ、是ハ衆議院議員選舉法デモ是ト同様ニアルノデアリマスルガ、是ハ何トカ——直ニ失格スルト云フコトハ是ハ一面兵役ノ義務ヲ負ンダガモ知レナイ、衆議院選舉法ノトキニモニ就イテ居ツテモ、イツ何時失格スルカスウ云フ問題ニ對シテハ餘リ論議ガナカツタヤウニ承リマスルガ、何トカ是ハ適當ナ途ヲ講ジタイト思フノデアリマス、政府ニ於テハ何等カ此點ニ對シテ

○ 潮政府委員 只今加藤サンノ御尋ノ
軍人ニ關スル點デゴザイマスルガ、豫
テ政府ニ於キマシテモ軍人ノ問題ハ相
當考慮ヲ致シマシタ、御示シノ如キ場
合ハ洵ニ氣ノ毒デモアリマス、又市ノ
機關ノ上カラ申シ、又一方ニハ兵役ノ
上カラ申シ、何等カ適當ナ方法ハナイ
カト思ヒマシタガ、之ヲ法律ヲ以テド
ウ斯ウト決メマスルコトハ、此方バカ
リデナク自治ノ方ニモ影響ヲ及ボスニ
トデアリマスノデ、問題ノ性質トシテ、
軍人ノ服役令ノ方ニ於テ相當考ヘテ見
タイト存ジテ居ルノデアリマス、以前
陸軍當局トモ幾分協議ヲ致シタ事モゴ
ザイマスルノデ、陸軍、海軍ノ當局ニ於
キマシテモ、其點ニ付テハ服役令問題
ト致シテ相當ニ考慮ヲ致シテ見タイト
申シテ居リマス、此際ハ其程度ニ於テ
御答ヲ申シテ御了承ヲ願ヒタイ

○ 熊谷委員 私ハ水利組合ニ付テ質問
致シタノデアリマス水利組合法第三十
三條デアリマスガ、是迄郡長ガ管理シ
テ居リマシタ組合ガ、此度關係市町村長
ノ中ノ一人ヲ指定スルト云フコトニ
ナツテ居リマスガ、但書ニ於テ府縣知事
ハ必要ト認ヌルトキハ官吏ヲシテ組合
ノ事務ヲ管理セシメルコトヲ得ルト云
フコトニナツテ居リマス、是ハ今日自治
權ヲ尊重スル上ニ於テ是ガ至極デアル
ト思ヒマスガ、自分等ノ郡ニ於テハ水
利ノ關係ハ非常ナ色ニノ事情ガアツテ、

水上水下ニ於テ非常ナ厚薄ガアリマス、自治權ヲ尊重スル上ニ於テハ關係スガ、中ミ斯ウ云フ場合ニ於テハ公平引水ガ行ハレルノデアリマス、ソレデモ、其ノ中最モ大キイノハ數町村ニ亘テ、大字カ百何十カノ組合デアリマス、二年ノ經費モ二萬圓以上ニ上ツテ居ル、是等ノ組合ハドウシテモ市町村長ノ一人ヲ指定スルト云フ懸念ヲ持ツテ居リマス、是ハ却テ權威アル官吏ヲシテ事務ヲ管理セシメル方ガ宜シイノデアリマス、斯ウト云フコトニナリマスト、遠隔ノ爲ニ差支ノ場合モアルノデアリマス、斯ウ云フ場合ニ於テ、主事若クハ書記ヲシテ職務ヲ代理セシメルト云フコトニ致シテ欲シイノデアリマス、仍テ此但書ヲ「但シ府縣知事必要アリト認ムルトキハ官吏ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシメ或ル場合特ニ主事ヲ置キ職務ヲ代理セシムルコトヲ得ト云フヤウニ之ヲ修正シタナラバ、政府ハ御同意ニナリマスカソレヲ伺ヒ

正ヲ加ヘレバ、同意スルカドウカト云
フ御尋デゴザイマスガ、修正ニ對シテ
同意不同意ヲ申スノハ時期ガ早クハナ
イカト思ヒマスガ、御趣意ノ點ハ御尤
ト考ヘマス、如何ニ適當ナル管理者ト
雖モ、遠隔ナ地ニ居リマスレバ、日夕色
色ナ常務ヲ處理スルコトモ困難ナ場合
モアリマセウ、其點ハ現在ノ水利組合
法第三十六條ニ「組合ハ書記技術員其ノ
他ノ有給吏員ヲ置クコトヲ得」トアリ
マスノデ、組合ガ斯ウ云フ者ヲ置カウ
ト云フコトニナツテ、ソレガ適當デアリ
マスレバ、只今御心配ノヤウナ事實ハ、
組合長ニ於テ處理スルコトガ出來マス
ノデ、仰セノ如キ但書ヲ附ケマセヌデ
モ、政府原案ト現行法ニ於テ運用ガ出
來ルト存ジマス

上開會シテ居ルヤウナコトハ數多イノ
デアリマセウカ、實際ノ例ヲ伺ッテ置キ。
マス

○潮政府委員 御答致シマス、私共ノ
持ツテ居ル材料デハ、市會ノ長イ期間ガ
數十日ト云フコトニナッテ居リマスガ、
是ハ仰セノ如ク必シモ全部ガ連續シテ
トハ申上ゲ兼ネマス、併ナガラ或ハ二
十數日、三十數日、四十數日、七十數日、
斯ウ云フモノガ殆ド各府縣ニ亘テ居
リマスカラ、此規定ヲ置キマシテモ相
當ノ結果ハ舉グラレルト云フコトヲ先
日申上ゲマシタ、一々讀ミマシテモ大
變煩雜ニナリマスカラ改メテ御目ニ懸
ケマスガ、此日數ハ仰セノ如ク毎日續
イテ三十何日五十何日ト云フノデハア
リマセヌガ、市會開會ノ日數ハ非常ニ
長イ日子ヲ使ツテ居ルト云フコトハ事
實デアリマス

○近藤委員 只今ノ御話ハ市會ガ招集

サレテ居ル日數デハナイカト考ヘル、サ
ウスルト東京市會ノ如キハ、最初招集
招集サレタコトニナッテ居ル、併ナガラ
實際會議ヲ開ク日數ハ多クモ十四回ヲ
出テ居ラヌノデアリマス、尤モ震災當
時ハ別デアリマスガ、他ノ市町村ニ於
テモ矢張同一ノ狀態ト私ハ考ヘル、招
集シテ居ル間アルナラバ、五日間ト
云フヤウナコトモ、或ハ三年間ト云フ
ヤウナコトモ出來ル譯アル、實際ハ
招集中デアツテ、開クベキ日數ト云フモ

○近藤委員 實際ハ此條文ガ引用サレ

ガ出來ナイト考ヘテ居ルノデアリマス、
ソレデ左様ナ、今迄我國ノ市町村會ニ

ノハ何レノ町村ニ於テモ十四五回ヲ出

タガ、只今私ノ申上ゲタコトガ實際今

日ノ狀態デアルト私ハ確信シテ居リマ

ス、デスカラ五日間以上連續シテ會議

ヲ開イテ居ル町村會ガアツタナラバ、ソ

レヲ御示シ願ヒタイト云フノデアリマ

ス

○潮政府委員 是モ先程御答申上ゲタ

通り、私共ノ手許ニアリマス數字ハ、必

ズ連續シテ開クト云フコトヲ御請合シ

テ申上兼ネマスガ、大體近藤サンノ御

趣意ト同様デ、連日數日ヤッテ居ル材料

ヲ持ツテ居ルカラ、御目ニ懸ケマセウト

申シタト云フ事デアリマスガ、今直ニ

御目ニ懸ケルダケノ材料ハアリマセヌ、

ノガアル、第二條ニ於テ前條ト云フコ

トガ法文ノ中ニアルトスレバ、其前條

ト云フモノハ、第一條ヲ指スノデアル

カ、或ハ第一條ノニヲ指スモノデアル

カト云フコトニ付テ私共ハ疑問ガ起ル

ル、此條項ガ前條ト云フモノニ該當シ

キタイ

○潮政府委員 實際ハ此條文ガ引用サレ

ル、實際ニ效果アル適用ヲ爲スコト

ノ二ヲ指スノデアルカ、三十一條ヲ指

コトニ當ルヤウニ考ヘラレル、ソレガ

ノ二ト云フモノガ第二條ニ最モ接近シテ居

ル、此條項ガ前條ト云フモノニ該當シ

ルト、今ノ御説明ニ依ルトヲ指ス、然

ノハ、前條ト申スノハ茲ニ第三十一條

ノ二ト云フモノガ加ッタカラ、前條ヲ見

ルト、今ノ御説明ニ依ルトヲ指ス、然

ルニ此前條ノ第三項ト云フノガ三十一

條ノ三項デアル「一人ニシテ數選舉區

ニ於テ當選者タラサルニ至リタルトキ」

此前條ノ第三項ノ規定ニ依リト云フ

ノハ、前條ト申スノハ茲ニ第三十一條

ノ二ト云フモノガ加ッタカラ、前條ヲ見

ルト、今ノ御説明ニ依ルトヲ指ス、然

ルニ此前條ノ第三項ト云フノガ三十一

條ノ三項デアル「一人ニシテ數選舉區

ニ於テ當選者タラサルニ至リタルトキ」

云々素人ノ考デハ、第一條ノ二

ト云フモノガ第二條ニ最モ接近シテ居

ル、此條項ガ前條ト云フモノニ該當シ

ルト、此條項ガ前條ト云フモノニ該當シ

ル、此條項ガ前條ト云フモノニ該當シ

法ノ第二號ニ取ル次第デゴザイマス、即チ十二人トスル次第デゴザイマス、第三點ハ市町村長ノ町村會議長ヲ兼任スルト云フコトニ付キマシテハ、色ニ議論モアリマスカラ、此際町村條例ニ依テ其町村會ノ議長ヲ、町村會議員ノ互選ニ依テ、即チ専任議長ヲ設ケルコトヲ得ルト云フ特例ヲ主張シタイノデアリマス、是ハ大キナ町村ニ於テハ勿論専任議長モアリマスガ、小サナ町村ニ於テハ特ニ専任議長ヲ設ケル必要ハ必シモアリマセヌカラ、即チ其町村獨自ノ立場ニ依テ町村條例ニ依リ専任議長ヲ設ケルト云フノデアリマス、是ガ第三點デアリマス、第四點ハ請負業者ノ被選舉權ヲ認メタイト云フ點デアリマス、是ハ府縣制、市制町村制及北海道會法ニ關係致シテ居リマスガ、法文ニハ所謂請負業ヲ爲ス者ハ只今被選舉ノ缺格者ニナツテ居リマスモノヲ附加致シ、但シ之ニ就テハ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズト云フ條文ノ意味ヲ加ヘタイノデアリマス、絕對的ニ衆議院議員選舉法ノ如ク認メルノデハナク、兩方ヲ兼任スルコトハ出來ナイ、何方カヲ擇ブベシト云フ趣旨ニ依テノ訂正デアリマス、第五點ハ只今高橋君カラ御質問ガアツタ點デアリマシテ、即チ府縣制第三十二條第一項第二號中ノ「前條第三項」ト云フノヲ第三十一條第三項ト訂正スル點デアリマス、此五點ヲ以テ修正意見ト致シマシテ、

同時ニ希望條件ト致シマシテハ、先刻
工藤君カラ質問ガアリ、潮君カラ御答
辯ガアリマシタガ、總テ選舉運動費用
ニ關スル件ニ對シマシテハ、勅令ヲ以
テ指定スル市ト云フコトガ、人口十萬
ヲ政府トシテハ考ヘテ居ツタ、併シ委員
會ノ意見及衆議院ノ意見ニ依テハ、其
間ニ考慮ヲスルト云フ意見デコザイマ
シタカラ、此際條文其モノニハ觸レズ
シテ此際ノ具體條件トシテ、勅令ヲ以
テ指定スル市ト云フモノハ人口五萬以
上ヲ御指定ヲ願ヒタイノデアリマス、是
此意味ヲ以テ市ヲ指定スルト云フコト
ニ致シタイト思フノデアリマス、是ハ
昨年ノ國勢調査ニ依リマシテ、全國ノ
都市百一中、人口五萬ヲ有スルモノガ
約五十五。六アルサウデスカラ、即チ都
市ノ市會ノ選舉ニ於テ其半數ハ從前ノ
精神ト同ジ運動ヲ爲スト云フ理論カラ
出發スルノデアリマス、尙ホ詳シイヨ
トハ本會議ニ譲リマシテ、私ハ唯修正
及希望條件ヲ簡單ニ述ベルニ止メル次
第ニアリマス

○荒川委員長 次ハ政友會ノ赤間嘉之
吉君
○赤間委員 私モ單ニ修正ノ條項ダケ
ヲ簡単ニ申述べマシテ條文ハ後カラ出
シマス、即チ府縣制ノ第一條中「郡市」
ヲ「市町村」ニ改ムト云フコトヲ削リマ
ス、府縣制ハ郡ヲ認ムルト云フコトニシテ
是ハ削リマス、第三條第二項中「郡」ヲ削
リ同條トアルノヲ此處ヲ矢張削ルコトニ致
シマシタ、次ニ第四條第二項中二項中「郡市ノ區域」ヲ「市ノ區域又ハ
從前郡長若ハ島司ノ管轄シタル區域」ニ改メ、同條マデヲ削除シタイト思ヒ
マス

○荒川委員長 ドウデスカ、此際ハ修
正ノ趣意ダケヲ申サレテ、箇條成文ハ
別ニ整頓シテ御出シヲ願フ方ガ簡便ト
思ヒマスガ

○赤間委員 趣意ダケニ致シマス、只
今申上ゲマシタ處ハ矢張過日質問應答
ノ中ニモ十分盡シテアリマスヤウニ、
郡ト云フモノヲ取ツテシマツハ、總テ
ノ行政事務ノ上ニモ差支ヲ生ズルト云
テモ此郡ヲ認ムルコトニシテ置キタイト
ク必要ハナイコトニナリマス、ソレデ
郡ト云フモノノ認メテ置キタイト云フ
ノガ、只今申上ゲタ根本ノ理由デアリ
マス、第二ニハ府縣ニ對スル請負人ノ

被選舉權ヲ認メナイト云フノヲ、矢張
ヒマス、「但議員ト相兼ヌルコトヲ得
ス」ト云フコトハ由谷君ノ説ト同ジデ
アリマス、ソレカラ府縣會議員ノ選舉
長ヲ「市長又ハ府縣知事ノ指定シタル
官吏」ト云フコトニナッテ居リマスケレ
ドモ、之ヲ「市長又ハ府縣知事ノ指定シ
タル町村長又ハ官吏」ト云フコトニシ
タイト思ヒマス、次ニハ三十二條ノ「數
選舉區ニ於テ選舉ニ當リタル場合ニ於
テ前條第三項」トアルノヲ、矢張「三十一
條」ト云フヤウニ——先程カラ私共ノ方
カラ質問致シマシタ通リニ「三十一條」
ト云フコトニ修正ヲ致シタイト思フ、
次ハ第三十二條ノ第五項ニ「第一項ノ
事由議員ノ任期満了前六箇月以内ニ生
シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行
ハス但シ議員ノ數其ノ定員ノ三分ノ
二ニ滿チサルニ至リタル」トアルノ
ヲ「滿タサルニ至リタルトキハ」ト修
正致シマス、即チ「チ」ヲ「タ」ニ改メマ
ス、ソレカラ現行法ノ第四十四條ノ中
ニ府縣會ノ意見書ヲ呈出スル場合ニ
「内務大臣」トアルノヲ、「主務大臣」ト
云フコトニ改メタイト思フ、次ニハ
府縣參事會ニ知事及府縣高等官二名及
名譽職參事會員ヲ以テ府縣參事會ヲ組
織スルト云フコトニナッテ居リマスケ
レドモ、此中カラ「知事及府縣高等官二
名」ト云フモノハ除イテ、純然タル參事
會員ト云フ風ニ改メタイト思フ、隨テ

「名譽職參事會員」トアルノヲ「府縣參事會員」ト云フコトニ改メタイト思フ、是ハ議員ノ數ニ比例スルコトニシテ、縣會議員ノ定員ノ四分ノ一ヲ標準ソレト同時ニ縣參事會ノ議長ガ今日ニ致シタイト思フ、但シ一人未滿ノ端數ハ之ヲ算入シナイコトニシテ、縣會議員ノ定員ノ四分ノ一ヲ標準ト致シタイト思フ、但シ一人未滿ノ端於テハ知事ガ議長ニナツテ居リマスケレドモ、是モ參事會員中カラ選舉スルコトニ致シタイ、次ニハ市制ノ方ニ行キマシテ、市會議員ノ定數ヲ現行法ニゴザイマスル第十三條ノ第二項中ノ定員、人口「五萬未滿ノ市三十人」トアルノヲ「三十九人」ニ「人口五萬以上十萬未滿ノ市三十六人」トアルノヲ「四十三人」ニ「人口十五萬以上二十萬未滿ノ市四十人」トアルノヲ「四十八人」ニ「人口二十萬以上三十萬未滿ノ市四十人」トアルノヲ「五十三人」ニ「人口三十萬以上ノ市四十八人」トアルノヲ「五十八人」ニ改メマシテ、第三項ノ「人口四十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス」トアルノヲ「五人」ニ改メタイ、ソレカラ市ニ對シテ請負人ニ被選舉權ヲ與ヘナイト云フコトニナツテ居リマスノヲ、是ハ矢張被選舉權ヲ與ヘルコトニシタイ、但シ議員ト相兼ヌルコトハ出來ナイト云フコトニ致シタイト思ヒマス、次ニ第十九條ノ第二項デアリマス、是

モ矢張府縣制ト同様ニ「滿チサル」ヲ「滿タサル」即チ「チ」ヲ「タ」ニ改ム、三十
九條ノ二ノ「勅令ヲ以テ指定スル市」ト云フノヲ是ハ全部削除シマシテ、總
テノ市ニシタイ、サウシテ區ダケハ勅
令ヲ以テ指定スル區會議員ト云フコト
ニナリマス、區ダケハ勅令ヲ以テ指定
スルコトニナリマス、六十三條ノ出席
停止五日以内ト云フノヲ、是デハ疑問
ガアリマスノデ、開會五日以内ト云フ
コトニシタイ、第六十五條ニナリマシ
テ、市參事會員ノ定員「六人」ヲ「八人」
ニ「十二人」ヲ「十五人」ニ改メタイ、最
低「六人」トアルヲ「八人」トシ、市條例
ヲ以テ十五人迄增加スルコトガ出來ル
コトニシタイ、第六條ノ市ニ在リテハ
市條例ヲ以テ十五人迄之ヲ增加スルコ
トガ出來ルコトニシタイ、七十三條ニ於
テ市長ハ有給ト云フコトニナッテ居リ
マスケレドモ、之ヲ有給ト名譽職ト兩
方認メタイ、市長ハ有給ヲ以テ原則ト
シテ居マスケレドモ、市條例ヲ以テ市
長ヲ名譽職ト爲スコトガ出來ル、其關係ノ條文ハ皆改メマス、ソレカラ市長ノ
選舉ハ市長ハ選舉權ヲ有スル市公民
ガ之ヲ選舉スル、現在間接選舉ニナッテ
居リマスノヲ直接選舉ニシタイ、次ハ
町村制デアリマス、町村制ノ町村會議
員ノ定數ヲ變更致シマシテ、現在ノ「人
口千五百未満ノ町村八人」トアルノヲ
「十二人」ニ「人口千五百以上五千未
満ノ町村十二人」トアルノヲ「十八

人ニ「人口五千以上一萬未満ノ町
村十八人」ヲ「二十三人」ニ「人口一萬
以上二萬未満ノ町村二十四人」ヲ「三
十二人」ニ「人口二萬以上ノ町村三十
人」ヲ「三十九人」ト云フコトニ修正ヲ
致シタイ、次ニハ町村ニ對シテ請負ヲ
爲ス者、是モ矢張市制及府縣制ト同様
ニ之ヲ改メタイ、ソレカラ第十六條ノ
「滿チサル」ヲ矢張「滿タサル」ニ修正ヲ
シタイ、町村會ノ議長ハ町村長ヲ以テ
之ニ充ルコトニナッテ居ルノヲ、專任ノ
議長及副議長ト云フコトニ致シタイ、
シタイ、町村會ノ議長ハ町村長ヲ以テ
之ニ充ルコトニナッテ居ルノヲ、專任ノ
議長及副議長ト云フコトニ致シマス、
ドモ、是ハ後カラ出スコトニ致シマス、
五十九條ノ罰則ノ規定ハ、開會中五日
ト云フコトニ致シマス、町村長ハ現在
ニ於テハ町村會ニ於テ選舉スルコトニ
ナッテ居リマスノヲ、矢張町村公民ノ直
接選舉ト云フコトニ致シタイ、ソレカラ
シテ居マスノヲ除クト云フコトノ一箇條ヲ追加致
於テハ、其市ハ前ノ町村ノ權利義務ヲ
繼承スルト云フコトノ一箇條ヲ追加致
シタイ、ソレカラ北海道會法ニ於キマ
シテ、北海道會ノ參事會ノ中カラ高等
官ノ參事會員ヲ除クト云フコトニ致シ
マス、北海道長官モ高等官デアリマス、
ソレカラ北海道地方費法ノ第二條、今
度改正案ノ出テ居リマス所ノ第一項中、
シテ、戸長役場トアリマス上ニ「一二級
町村長給料旅費」ヲ加ヘル、斯ウ修正ヲ

致シタイト思ヒマス、修正ノ條項ハソ
レダケデゴザイマス

○荒川委員長 次ハ政友本黨ノ小橋一
太君

○小橋委員 先づ修正ノ要項ヲ申上ゲ
マス、前ニ兩君ヨリ修正意見ヲ申サレタ
點ト一致シテ居ル點モアリマスガ、要ス
ルニ修正ハ修正トシテ意見ヲ申上ゲテ
置キマス、修正ノ點ハ、第一ニ府縣參事
會ノ組織方法ヲ變更スルコト、第二ニ府
縣參事會員ノ定員ヲ増加スルコト、第
三ニ市長、町村長ノ選任方法ヲ變更ス
ルコト、府縣制、市制、町村制、北海道會
法ヲ通ジテ被選資格ノ中ニ請負者其他
ノ關係者ノ失格條項ニ對シテ、ソレヲ
削除シテ、其被選舉權ヲ認ムル點ハ憲
政會、政友會御提案ト同様デアリマス、
此三要項ハ專ラ自治權ヲ擴張スルコト
ヲ目的トシテ提案シタモノデアリマ
ス、先づ條文ヲ一應申上ゲテ置キマス、
府縣制第六十五條ヲ改正シマシテ「府
縣ニ府縣參事會ヲ置キ議長及名譽職參
事會員十人ヲ以テ之ヲ組織ス」トシ、第
六十七條中「高等官參事會員」トアルヲ
「其ノ代理人者」ト改ム、第七十三條中第
二項ヲ削除シ、第三項中ニ「過半數」ト
アルヲ「名譽職參事會員ノ過半數」ト改
ム、政府提案ノ第四項ヲ削除スル、之
ト同様ノ趣旨ヲ以チマシテ北海道會法
第九條ニ於ケル道會參事會ノ組織ヲ
變更致シマシテ、道長官、高等官二名ヲ
會員タルコトヲ削除シ、同時ニ定員十

名トアルヲ十二名ト云フコトニ増加致シマス、ソレカラ市長、町村長ノ選任方法ヲ變更スルコト、シ、市制第七十三条ヲ左ノ如ク改ム、第二項ヲ「市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ其ノ退職セムトスル日前三十日マデニ申立ツルニアラサレバ、其ノ任期中退職スルコトヲ得ス但シ市會ノ承認ヲ得タルキハ此ノ限ニ在ラス」町村制第六十四條第一項第二項ヲ削除シ、第三項ニ町村長ガ退職セントスル場合ニ市制同様ノ規定ヲ加ヘルコトニ致シマス、改正ノ條文ハ右ノ通リデアリマシテ參事會ノ組織ヨリ高等官二名府縣知事三名ヲ除イタ結果ト致シマシテ、現在普通ノ縣ノ參事會員ノ定員ハ七人デアリマスガ、之ヲ府縣ヲ通ジテ定員ヲ十名ト致シタノデアリマス、是ハ曩ニ内務大臣ニ質問致シマシタ時ノ理由ト同様ニ、官吏ガ議決權ニ加ハルコトハ、自治ノ精神ニ適合セザルガ故ニ、官吏タル者ヲ從來ノ參事會ノ組織ヨリ除クト云フコトハ、眞ニ自治ノ目的ヲ全ウシ、代議機關タル性質ヲ完ウスルコトデアラウト信ジマスカラ、其理由ヲ以テ單ニ參事會員ヲ削除スルコトニ致シタノデアリマス、市長ハ現行法ニ於キマシテハ、内務大臣ノ奏請ニ依テ御裁可ニ相成ル手續キニナシテ居リマスルガ、之ヲ市會ガ自治的ニ直ニ選舉シタ場合ニ市長

トナルコトニ致シ、町村長ハ現在ニ於テハ町村會ノ多數ニ依テ選舉シタルモノヲ、府縣知事ノ監督行爲ニ依テ其認會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ其ノ退職セムトスル日前三十日マデニ申立ツルニアラサレバ、其ノ任期中退職スルコトヲ得ス但シ市會ノ承認ヲ得タルキハ此ノ限ニ在ラス」町村制第六十四條第一項第二項ヲ削除シ、第三項ニ町村長ガ退職セントスル場合ニ市制同様ノ規定ヲ加ヘルコトニ致シマス、改正ノ條文ハ右ノ通リデアリマシテ參事會ノ組織ヨリ高等官二名府縣知事三名ヲ除イタ結果ト致シマシテ、現在普通ノ縣ノ參事會員ノ定員ハ七人デアリマスガ、之ヲ府縣ヲ通ジテ定員ヲ十名ト致シタノデアリマス、是ハ曩ニ内務大臣ニ質問致シマシタ時ノ理由ト同様ニ、官吏ガ議決權ニ加ハルコトハ、自治ノ精神ニ適合セザルガ故ニ、官吏タル者ヲ從來ノ參事會ノ組織ヨリ除クト云フコトハ、眞ニ自治ノ目的ヲ全ウシ、代議機關タル性質ヲ完ウスルコトデアラウト信ジマスカラ、其理由ヲ以テ單ニ參事會員ヲ削除スルコトニ致シタノデアリマス、市長ハ現行法ニ於キマシテハ、内務大臣ノ奏請ニ依テ御裁可ニ相成ル手續キニナシテ居リマスルガ、之ヲ市會ガ自治的ニ直ニ選舉シタ場合ニ市長

トナルコトニ致シ、町村長ハ現在ニ於テハ町村會ノ多數ニ依テ選舉シタルモノヲ、府縣知事ノ監督行爲ニ依テ其認會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ其ノ退職セムトスル日前三十日マデニ申立ツルニアラサレバ、其ノ任期中退職スルコトヲ得ス但シ市會ノ承認ヲ得タルキハ此ノ限ニ在ラス」町村制第六十四條第一項第二項ヲ削除シ、第三項ニ町村長ガ退職セントスル場合ニ市制同様ノ規定ヲ加ヘルコトニ致シマス、改正ノ條文ハ右ノ通リデアリマシテ參事會ノ組織ヨリ高等官二名府縣知事三名ヲ除イタ結果ト致シマシテ、現在普通ノ縣ノ參事會員ノ定員ハ七人デアリマスガ、之ヲ府縣ヲ通ジテ定員ヲ十名ト致シタノデアリマス、是ハ曩ニ内務大臣ニ質問致シマシタ時ノ理由ト同様ニ、官吏ガ議決權ニ加ハルコトハ、自治ノ精神ニ適合セザルガ故ニ、官吏タル者ヲ從來ノ參事會ノ組織ヨリ除クト云フコトハ、眞ニ自治ノ目的ヲ全ウシ、代議機關タル性質ヲ完ウスルコトデアラウト信ジマスカラ、其理由ヲ以テ單ニ參事會員ヲ削除スルコトニ致シタノデアリマス、市長ハ現行法ニ於キマシテハ、内務大臣ノ奏請ニ依テ御裁可ニ相成ル手續キニナシテ居リマスルガ、之ヲ市會ガ自治的ニ直ニ選舉シタ場合ニ市長

トナルコトニ致シ、町村長ハ現在ニ於テハ町村會ノ多數ニ依テ選舉シタルモノヲ、府縣知事ノ監督行爲ニ依テ其認會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス」第三項ヲ「市長ハ其ノ退職セムトスル日前三十日マデニ申立ツルニアラサレバ、其ノ任期中退職スルコトヲ得ス但シ市會ノ承認ヲ得タルキハ此ノ限ニ在ラス」町村制第六十四條第一項第二項ヲ削除シ、第三項ニ町村長ガ退職セントスル場合ニ市制同様ノ規定ヲ加ヘルコトニ致シマス、改正ノ條文ハ右ノ通リデアリマシテ參事會ノ組織ヨリ高等官二名府縣知事三名ヲ除イタ結果ト致シマシテ、現在普通ノ縣ノ參事會員ノ定員ハ七人デアリマスガ、之ヲ府縣ヲ通ジテ定員ヲ十名ト致シタノデアリマス、是ハ曩ニ内務大臣ニ質問致シマシタ時ノ理由ト同様ニ、官吏ガ議決權ニ加ハルコトハ、自治ノ精神ニ適合セザルガ故ニ、官吏タル者ヲ從來ノ參事會ノ組織ヨリ除クト云フコトハ、眞ニ自治ノ目的ヲ全ウシ、代議機關タル性質ヲ完ウスルコトデアラウト信ジマスカラ、其理由ヲ以テ單ニ參事會員ヲ削除スルコトニ致シタノデアリマス、市長ハ現行法ニ於キマシテハ、内務大臣ノ奏請ニ依テ御裁可ニ相成ル手續キニナシテ居リマスルガ、之ヲ市會ガ自治的ニ直ニ選舉シタ場合ニ市長

決議機關タル性質上適當デハナイカト
思ヒマスガ故ニ、其意味ニ於テ修正ヲ
前申シマシタヤウニ第六十七條中ノ高
等官參事會員ト云フコトヲ取ツタノモ其
通リ、ソレカラ修正案ノ第七十三條中
ノ第四項ヲ削除シタノモ其趣旨デアリ
マス、即チ政府ノ改正案ニハ、府縣知事
タル議長ハ、採決表決ノニツノ權ヲ持ッ
テ居ルト云フコトヲ明記シテ今度ノ改
正案ニアリマスカラ、此點ハ削除シタ
ノデアリマス、極ク簡単ニ申上ゲレバ、
吾ニ修正ハ右ノ通リデアリマス

ニ關スルコト、市町村長ノ選任方法ノ
變更ニ關スルコトハ、小橋君ノ御提案
ト同ジデアリマス、ソレカラシテ選舉
資格ノ中ニ請負者ヲ除外シタコト、之
ニ被選舉權ヲ與ヘルコト、ソレカラ由
谷君カラノ府縣制中改正法律案第三十
二條一號ノ二ノ中ノ「前條」トアルノヲ
三十一條ト訂正スルコト、之ニ私モ同
ジ意味ニ於テ同意ヲ致シマス

○荒川委員長　是デ各派ノ御主張ハ全
部御提出ズミニナリマシタ、ソレニ付
テ御質問等ガアリマスカ

○高鳥委員　私先程由谷君ニ一寸伺ッ
テ見タイト思ツタ事ハ、町村制ノ第十一
條ノ人口千五百未満ノ町村ノ定員八名
ヲ十二名ニ増加スルト云フコト、其他
ハズット十二名、十八名、二十四名ト現
行法ニアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付テ
ハ何モ御意見ガナカツタヤウデスガ、其
點ヲ伺ヒタイト、斯ウ考ヘテ居ツタノデ
アリマス、今一點ハ、從來ノ町村長ガ町
村會ノ議長ヲ致シテ居リマシタノヲ、
ソレヲ専任ノ議長ヲ置キタイト云フ、
斯ウ云フ事デアリマスガ、ソレハ各町
村全部ニデスカ、其點ヲ……

○由谷委員　只今高鳥君ノ御質問ニ御
答致シマス、第一ノ町村會議員ノ定員
ハ町村制第十一條ノ各號ノ中カラ第一
號ノ千五百未満八人ト云フノヲ全部削
除スルノデアリマス、隨テ其結果ハ町
村會議員ノ最低ノ定員ハ十二人ニナル
ノデアリマス、隨テ第二號以上ハ訂正

シナインデアリマス、其儘置クノデアリマス、隨テ法文ハ第二號ガ一號ニナッテ、以下一、二、三トナリマス、結局ハ五千人未満ノ町村ニ於テハ十二人ノ議員ヲ選ブト云フ結果ニナリマス、ソレカラ第二點ノ町村會ノ議長問題デアリマス、是ハ現行法ヲ認メテ置イテ、唯町村ニ必要ナル場合ニ於テハ、其町村ガ條例ヲ拵ヘテ専任ノ議長ヲ置クコトヲ得ル、例ヘバ議員ノ定員ノ場合ニ於テ、町村條例ニ依リ其定員ノ増減ガ出來ルト云フ意味ト同ジ意味ノ特例ヲ設ケマス、即チ政友會ノ御主張ノ原則トシテ議長ヲ認メルノデナクシテ、其町村ノ事情ニ依テ認メルノデアリマス

○由谷委員　此際小橋君カラ御提案ノ修正ニ對シテ、賛成ノ意見ヲ申述べテ置キタイト思ヒマス、ソレハ府縣參事會ノ組織及定員、並ニソレニ附帶シタル三部制ノ定員ノ問題ニ對シテハ、私共贊成ヲシタイト思ヒマス、尙ホ今一點市町村長ノ優遇ノ途ヲ設ケルト云フ希望條件ニ對シテモ、賛成ノ意ヲ表シテ置キタイン次第アリマス

○志村委員　赤間サンニ伺ヒマス、町村會ノ議長ヲ議員ノ中ヨリ選舉スル場合ニ、若シ該町村長ガ議長ニ當選シタル場合ハドウナリマスカ

○赤間委員　一向差支ナイト思ヒマス

○小橋委員　一寸政府委員ニ御尋シテ見タイト思ヒマスガ、町村條例ヲ以テ町村會議長ノ特例ヲ設ケ、町村ノ事情ニ依リ專任ノ議長ヲ設ケタイト云フ由谷君ノ修正意見ガアリマシタガ、是ハ條例ニ付テハ認可制度ニナッテ居リマスルガ、小サイ町村ハ無論必要ハナイト思ヒマスガ、例ヘバ澁谷トカ、或ハ千住ノ如キ、殆ド市ニ類スル所、又其程度ニ至ラザルマデモ、相當ナル大町村ニ對シテハ、相當ナル範圍内ニ於テ許ス方ガ適當デアリハセヌカト思ヒマスガ、ソレニ付テ一定ノ標準ヲ設ケテ、町村會議長ヲ特設スルニ付テ御考ガアリマスレバ承ツテ見タイ

○潮政府委員　若シ此町村制ノ只今ノ

御尋ノ點ガ御協賛ニナリマシタ曉ニ
ハ、之ヲ執行スル政府ト致シマシテハ
矢張或ハ取扱例、或ハ又内規ト申シマ
スカ、相當ナル標準ヲ設ケマシテ、取捨
シタイト思フノデアリマス、恐ラク御
提案ニナリマシタ御方ニ於テモ、山村
僻陬ノ小町村ニ至ルマデ條例デ認ムル
ト云フ御趣意デハナイト察シテ居リマ
スルノデ、若シサウデアリマシタナラ
バ、政府モ其御意見ハ最モ適當ダト存
ジマス

合ニハ、町村ノ豫算ヲ作ツタモノガ其町
村會ノ議長ニナルト云フコトハ面白ク
ナイ、斯ウ云フ理由ヲ御認メニナッテ、
アリマセウカ、如何デアリマスカ
○赤間委員 町村長ハ發案者デアリ、
一面ニ於テハ執行機關デアル、之ヲ矢
張議長ト兼ネサセルト云フコトハ、色
色ノ點カラ面白クナイト思ヒマス、矢
張縣會議長ニハ知事ヲ縣會議長ニセ
ズシテ、縣會議員ノ中カラ議長ヲ選舉
シ、市會ニ於テモ市長ハ議長ニナラズ
シテ、市會議長ハ別ニ選舉致シマス、ソ
レト同ジ意味ニ於テ町村會ニ於テモ議
長ハ町村會議員ヨリ選舉サヌノデアリ
マス

○議員ニ選バレタ場合ハドウナリマス
カ、サウ云フ場合モアリマスナ

○赤間委員 サウ云フ場合デモ差支ハ
アリマセヌ

○淺賀委員 若シ其町村ニ於テ、直接
公選ニ依テ選バレタル町村長ガ、他方
ニ於テハ議員ニ選バレ、而シテ其町村會
會ヲ組織シテ居ル場合ニ、偶町村長デ
アルガ故ニ、議長トナルコトガ出來ヌ
ト云フ矛盾ハアリヤシナイカト疑ハル
ルノデアリマスガ……

○赤間委員 一向差支ナイト思ヒマス
ガ……

○荒川委員長 是ヨリ採決ニ入リマス、
採決ノ方法ハ各派通ジテ同意見ノモノ
ヲ最初ニ採リマシテ、次ニ二派共通ノ
モノニ及ボスト云フ順序デ採決致シタ
イト思ヒマス

○工藤委員 私ハ意見ヲ出シテアルノ
デアリマスガ、ソレヲ辯明スル機會ヲ
與ヘテ戴カナイノハドウ云フ譯デスカ
ト

○荒川委員長 工藤君ノハ由谷君ヨリ
説明アリマシタカラ、ソレデ濟ンダカ
ト思ツテ居リマシタガ、ソレデハ採決ニ
入リマスノヲ暫ク猶豫シテ、工藤君ノ
説明ヲ許シマス

○工藤委員 私ノ三十九條ノ二ノ意見
ハ、大體政友會ノ修正案ニ贊成シタイ
ノデス、是ハドウ考ヘマシテモ、普選ト
同様ナル選舉ノ運動方法ヲ採用シナケ
レバナラヌ、先達モ質問シマシタガ、政
府ニハ別段大シテ根據モナイヤウデア

リマスガ、十萬以上ノ人口ヲ標準トシテ見ルト、僅ニ百一市ノ中デ二十幾ツシカナイノデアリマスカラ、吾々普選ガ衆議院ニ於ケル選舉ノ状態ヲ改善スルト云フコトニアレバ、ドウシテモ先づ地方選舉ニ於テ斯様ナル機會ヲ造リタイト云フノガ私共ノ希望ナノデアリマス、故ニ私ハ告白ヲシマスレバ、實ハ政友會ノ案ニ全然贊成デアリマス、然レドモ政府ノ與黨デアリマスカラ、政府ノ都合モ分ツテ居リマスカラ、強テ彼此レ申スノデハナイ、故ニ之ニ對シテハーノ希望條件トシテ、此點ニ關スル政府ノ意思ヲ確メマシタ所ガ、必シモ十萬ト云フモノヲ固執スルノデハナイ、故ニ此委員會ノ意思ガ確ニ其處ニ在ルト云フコトデアレバ、之ヲ更ニ低下シテモ宜イト云フ言明ヲ得テ居ルノデアリマス、故ニ私ハ此三十九條ニ付キマシテ、少クトモ今日ニ於テハ五萬以上ノ市ニハ——五萬下ッタ市ニハ將來五萬マデ低下シナケレバイケヌト云フ意見ヲ持テ居リマス、私共由谷君ヲ通ジテ其希望條件ヲ申上ゲタノデ、政府ハ此點ニ對シテ勅令デ決メルコトニアリマスカラ、之ニ關シテ相當其點ニ付テ吾々ノ希望ヲ達スルト云フヤウナ考ガアリマスレバ、私ハ政友會ノ修正案ニハ贊成致シマセヌデ、其希望ヲ達成スル上ニ政府ノ御高見ヲ伺ッテ、之ニ對スル贊否ヲ決シタイト思ヒマス

ノ點ハ、大體先程申シマシタ通り、繰返
ス必要モナイト思ヒマス、議會ノ御意
思ガドウ云フ點デアルカト云フコトハ
固ヨリ政府ハ尊重致シマス

○志村委員 今御尋シタ績デアリマス
ケレドモ、町村ノ豫算ヲ發案シタ者ハ
町村長デアル、サウシテ其町村長ハ直
接選舉デ出タモノデアルカラ、町村會
ノ議長ニナッテモ差支ナイト云フ今御
話ガアリマシタガ、町村長ノ選舉ノ方
法ガドウアラウトモ、町村長ハ町村ノ
豫算ノ發案者デアルト云フコトハ變リ
ハナイノデアリマス、サウシテ豫算ノ
發案者ガ自分ノ發案シタモノヲ議スル
町村會ノ議長ニ同時ニナルト云フコト
ハ不都合デアル、斯ウ云フコトデアル
ナラバ、假令町村長ガドウ云フ形式ニ
依テ選出サレテモ、同ジク是ハ豫算ノ
發案者デアリマスカラ、ソレハ議員ニ
ナツテ居タ場合ニ議員ノ互選ニ依テ其
町村長ガ議長ニナッタトスレバ、自ラ其
議事ヲ進メルト云フ結果ニナリマス
ケレドモ、其點ハ如何デアリマスカ

○大口委員 私共モ赤間君ト同様ナ提
案者デアリマスガ、便宜ノ爲メ私カラ
補足シテ宜ウゴザイマスカ

○荒川委員長 宜ウゴザイマス

○大口委員 私共ハ斯様ナ觀念ヲ持ツ
テ居リマス、之ニ對シテ一段ニ分ケテ
答辯致シマセヌト御諒解下サルコトガ
出來ヌト思ヒマス、第一段トシテ町村
長ト云フモノト、町村會議長ト分ケタ

イト言フノハ、言フマデモナク議決
機關ト執行機關ノ區別ヲシタイト云
フノガ、觀念ノ根本デアリマス、ソレ
デアリマスカラ町村長ハ如何ナル選
舉ノ方法ニ依テ出來タモノデモ、執行
機關デアリマス、又議員トシテ選バレ
タ者ハ、如何ナル選舉ノ方法ニ依タモ
ノデモ、議決機關トシテ選バレタ者デ
アリマスカラ、町村長ト云フモノトハ
全然機關ノ性質ヲ異ニシテ居リマス、
隨テ出來得ベケンバ執行機關ハ直ニ議
決機關ノ統一者、即チ議長トナルコト
ヲ避ケタイ、斯ウ云フ趣旨カラ私共ハ
如何ナル小サイ町村ニモ、執行機關ト
議決機關ヲ判然區別スル上カラ、町村
會議長ヲ特ニ設ケシメタイ、斯ウ云フ
觀念カラ此町村會議長ヲ特ニ選舉スル
コトニシタイト云フノガ第一デアリマ
ス、第二ノ方ハ、一寸考ヘマスルト御尤
ノヤウデアリマスガ、是ハ名譽職ト有
給トノ關係カラ來ルモノデアリマス、
名譽職吏員ト云フモノ、妙味ガソコニ
アルト私共ハ考ヘテ居ル、御存知ノ如
ク市長ハ現行法デハ有給吏員ガ本體デ
アリマスケレドモ、特ニ條令ヲ以テ定
メマスレバ、名譽職ヲ置キタイト云フ
譽職ガ本體デアリマスカラ、一面ニ執
行機關ニナルコトガ出來ルト同時ニ、
行機關ニナルコトガ出來ルト同時ニ、
ル所デアル、殊ニ其地方ノ有力者ガ機

關ノ中ニ居ルノハ、有給ヨリモ名譽職
ガ宜シイト思ヒマス、個人トシテノ意
見ヲ言ヘバ、市長デモ名譽職ノ本體ニ
シタイト思ツテ居リマス、即チ町村長ガ
町村議員ヲ兼ヌル場合ハ、町村長ガ名
譽職デアル場合デアリマスカラ、一
面ニ於テ執行機關、一面ニ於テ議決
機關ニナル、ソレデ執行機關ニナツテ居
ル町村長ガ名譽職デアレバ、矢張選舉
サレテ町村會議員ニナレルノデアル、
其場合ニ於テハ、議決機關ノ一員トシ
テ兩職ヲ兼テ宜シイト思ヒマス、ソレ
デアルカラ其人ガ議決機關ノ主腦者ト
シテ議長ニ選舉サレ、バ、其人ハ一面
ニ於テ執行機關タル村長ガ、一面ニ於
テ議決機關ノ長タル議長ヲ兼ネテ、之
ヲ認メテ宜シイト思ヒマス、私共ハ斯
ウ考ヘテ居リマス、其趣意ニ依テ私共
ハ此修正案ヲ出シタノデアリマス
シタイト思ヒマス

○加藤(鎌)委員 此場合少シ休憩ヲ致
シタイト思ヒマス

〔速記中止〕

〔「贊成」ト呼フモノアリ〕

○荒川委員長 休憩デナシニ暫ク速記
ヲ止メテ、懇談會ニ致シマス、左様御承
知ヲ願ヒマス

○荒川委員長 御著席ヲ願ヒマス、懇
談會ヲ閉ヂテ、懇談會前ニ繼續シテ正
式ニ開キ、是ヨリ採決ニ入リマス、採決
ハ各派共通ノモノヲ先ニ決シマシテ、
ソレヨリ二派共通ノモノニ及ビタイト
思ヒマス、左様御承知ヲ願ヒマス、其一

ツハ府縣制其他ヲ通ジテ請負人ノ被選
缺格ヲ改メテ其被選資格ヲ認メルコト
トスル、但シ議員トナッタトキハ、其公
共團體ノ仕事ノ請負ヲ爲スコトハ出來
ナイコト、是ハ四派共ニ共通ノ同意見デ
アリマスカラ、採決スルマデモナク、此
點ハ斯ク決定致シタモノトシテ宜シウ
ゴザイマスカ

○淺賀委員 確定前ニ一寸御注意申上
ゲマス、憲政會案ト新正俱樂部案ヲ通
ジマシテハ、府縣制、市町制ダケノ言明
ヲナシテ居ル、北海道會ソ道會法ノ點
ニ付テハ言及セラレナカッタ、此點ニ付
テハ矢張此際言及スル必要ガアル、若
シ之ヲ言及シテ居ナイトシタナラバ、
北海道會法ノ方モ言ツテ置カナケレバ、
四派共通シテ居ラヌコトニナル

○荒川委員長 ソレデハ只今ノ請負人
ハ被選權ヲ認メルモ、但シ議員ト相兼
ルコトヲ得スト云フノハ、滿場一致御
異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○植原委員 ソレハ憲政會、政友本黨、
新正俱樂部デハ此請負人ノ選舉權ヲ認
メテ、ソレガ當選サレタ場合ニ於テハ、
其業務ヲ兼ヌルコトヲ得ズト云フコト
ニ付テ、府縣制、市制、町村制ヲ三派ノ
方々ハ御提案ニナリ、私共ノ方デハ之
ニ併セテ北會道會ノ方モ提案シテ居ル、
デ此北海道ノ方ノ提案ニ對シテ、私共ノ
提案ニ贊成ダト云フ意味デ、此案ダケ
ハ共通ダト云フコトニナル、ソレデ宜

○松實委員 北海道地方費法中二級町村長書記給料旅費ヲ削除スルト云フ案ニ對シテ、マダ御採決ガアリマセヌ
○荒川委員長 最初ニ於テ委員長ノ宣言ハ各案總テヲ一括シテ議題トシマシタカラ、北海道會法モ當然含ンデ居リマス、左様御承知ヲ願ヒマス——次ニ只今ノ修正ニ觸レナイ各法案ノ各條項ハ、全部總テ政府原案ノ通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○荒川委員長 御異議ガナイト認メマス、是デ法案ハ全部決定致シマシタ
○小橋委員 希望條件ガ二ツアリマス、府縣參事會ノ定員ヲ十人トシタ結果、此郡部市部制ヲ置イテ居ル所ノ府縣ニ對シテハ、十二人ニスルト云フ趣旨ヲ以テ勅令ヲ制定シテ貰ヒタイト云フ希望ガ一ツ、ソレカラ市町村長優遇ニ對スル所ノ希望ガ一ツ、此二ツデアリマス

○荒川委員長 各法案ノ條文ノ全部ハ決致シマス

○高橋委員 議事進行ニ付テ——小橋サンノ御提出ノ希望條件ノ中ノ、此市町村長ノ優遇ト云フコトニ付テハ、斯ウ云フ事ヲヤルカラ、即チ市長ニ於テハ御裁可ヲ經ナイデ宜イト云フコトニスルト、市町村長ノ格ガ下ッタヤウニ思フ、ソレデアルカラ優遇ノ希望ヲ持ッテ居ルト先程御説明ガアッタヤウデアリマスガ、サウ云フ事ハ引離シテ市町村長ヲ優遇スルト云フ、純粹ナル立場ノ優遇案ヲ將來御考究ニナリタイト云フヤウナ希望條件ニシテ戴イタ、斯ウ考ヘテ宜シウゴザイマスカ

○小橋委員 宜シイ

○大口委員 私ノ申上グマシタノハ、政府ニ於テ市町村長ノ優遇ニ反対サレタトハ申シマセヌ、又思ヲ居リマセヌ、先日内務大臣モ同感デアルト云フコトヲ懇々申サレタノデアリマスガ、唯待遇方法ニ付テ私ハ多年全ク小橋君ト同ジク、市町村長、殊ニ自治ニ關係ノアル人ハ官吏ト違ッタ或ル方法ニ依テ、叙勳其他特種ノ方法ヲ作ッテ貰ヒタイト云フノガ、私ノ多年ノ希望デアリマス、其點ヲ此際明確ニ致シマスル爲ニ、内務大臣ニ伺ッタノデアリマス、之ニ對シテ御考慮下サルト云フナラバ、吾ニハ實ハ之ニ贊成シタデアリマス、斯ウ云フコトデアリマシタガ、ソレデアルナラバ小橋君ガ希望條件トシテ出サレマシタコトデアリマシタガ、ソレデアルナラバ小橋君ノ御考モ、例ヘバ町村長ナリ、市長ナリガ非常ニ長ク在職ゼンケレバシマス、ソレハ貴方ノ御言葉ニ依テ解味デナイト私ハ貴方ノ御言葉ニ依テ見知リマセヌ、只今大口君ノ御述ニナッタ意味カラ考ヘマスト、内務大臣モ市町村長ノ優遇ニ對シテ、決シテ反対ノ意

○大口委員 是ハ私ハ内務大臣ガ御答ニナッタ時ニ居マセヌカラ、其詳細ヲ知リマセヌ、只今大口君ノ御述ニナッタ

○小橋委員 私ニ明言サレテ居リマスガ、一度此處

○大口委員 私ニ明言サレテ居リマスガ、一度此處

○大口委員

ニ、内務大臣ガドウ云フ意味デ御答ナッ

タカ私ハ知リマセバ、叙勲叙位其他ノ

方法ト云ヘバ、是ハ御案内ノ通りニ、

或ハ藍綬褒章ト云フヤウナコトモア

リマスガ、只今大口君ノ申サレル所ハ、

藍綬褒章ナリ叙勲叙位ノ外ニ、何カ市

町村長ヲ優遇スル、更ニ別ナ方法ト云

フ違ツタ御趣意デハナイカト思フ、ソレ

ダト云フト是ハ考慮シテ見テモ宜シウ

ゴザイマスガ、果シテ其案ガアルカド

ウカト云フコトニ付テハ、一寸此處デ

以テ御答ハ出來マセヌ

○荒川委員長 ソレデハ只今ノ三箇ノ

希望條件ヲ順次ニ採決致シマス、第一

ニ市長、町村長ノ優遇ニ關シテ適當ノ

方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ムト云フ案

ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

○荒川委員長 満場一致可決致シマシタ、次ニ縣參事會員三部制ヲ置ク所ニハ、特ニ勅令ヲ以テ十二名ヲ實現ハルヤウニト云フ希望ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

〔賛成者起立〕

○荒川委員長 起立多數デアリマス、

次ニ特別市ヲ指定セラレルノニ凡ソ人口五萬以上ヲ標準トセラレルヤウニト

云フ希望、之ニ賛成ノ方ノ起立ヲ乞ヒマス

〔賛成者起立〕

○荒川委員長 起立多數——決定致シ

マシタ、是デ希望條件三箇條共決定致

シマシタ、以上デ本案ニ對シテハ全部是デ成案ヲ得マシタ、諸君連日ノ熱心少數意見ハ成立チマスカラ、御報告ニ

ナル御審議ノ勞ヲ謝シマス（拍手）是デナツテ宜シウゴザイマス——ソレデハ諸

全部決定ハ致シタノデアリマスガ、茲ニ散會前ニ志村君並ニ赤間君ヨリ發言シタイ申出ガアリマスカラ、暫ク御待チヲ願ヒマス、志村君

○志村委員 請負ノ事デ一言此場合伺ッテ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレハ新ニ請負者ヲ缺格條項ヨリ除キマシタノデアリマス、サウシテ但書ヲ附ケテ「議員ト兼ルコトヲ得ス」ト云フコトニナリマスルガ、議員ニナル前ニ既ニ其區域内ニ於テ請負契約ノアリマスル者ハドウ云フ御所置ヲ執ラレマスカ、其點ヲ伺ヒマス

○潮政府委員 御修正ノ案ノ趣旨ヲ政府カラ御答シマスノモ妙な話デアリマスガ、若シンレガ院議デ御決定ニナリマシテ成文トスルト云フコトニナリマスレバ、今仰セニナリマシタヤウナ場合ハ、請負契約ヲ止マセンケレバ當選ノ承諾ガ出來ナイト云フコトニ歸スルモノト思ヒマス、議員ニ既ニナツテ居ル人ガ請負契約ヲ致シマスレバ、是ハ失格ヲスルト云フコトニナルト思ヒマス

○赤間委員 只今吾々ハ修正意見ヲ提出致シマシタガ、不幸ニシテ少數デ否決ニナリマシタノデゴザリマスルガ、

是ハ少數意見トシテ保留致シタイト思ヒマスルノデ、ソレダケハ御承知置キヲ願ヒマス

午後五時七分散會

大正十五年三月十二日印刷

大正十五年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社